

苅田港
路面清掃業務委託

特記仕様書

福岡県苅田港務所

苅田港路面清掃業務委託 特記仕様書

第1章 総則

- 1 この仕様書は、福岡県苅田港務所が管理する臨港道路（以下「道路」という。）の機械による路面清掃業務について必要な事項を示すものである。
- 2 暴力団等による不当介入の排除対策
請負人は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
 - (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

第2章 建設発生土の処理

- 1 建設発生土処理処分地の選定は別紙の施設から選定する。選定（決定）後は当該処分地を指定する。
- 2 処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を、施工後は「建設発生土処分地確認書」を発注担当者に提出するものとする。
- 3 設計運搬距離は 1.9kmとする。
- 4 発注者から工事間利用するために処分地を指定することがあるが、処分地を指定された場合は当該処分地を指定し、処理費・運搬距離を変更する。
- 5 処分地までの運搬経路を発注担当者に報告すること。
- 6 搬出先の確認写真を発注担当者に提出すること。
- 7 処分地内のトラブル等は発注者の協力のうえ解決にあたること。
- 8 「福岡県土砂埋め立て等による災害の発生防止に関する条例」により土砂埋め立て等を行う土地の面積が3,000㎡を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋め立て許可等の確認をすること。
- 9 その他の詳細については発注担当者と協議すること。

| | | | | |
|----|-------|---|----|----|
| 起案 | 年 月 日 | 係 | 係長 | 課長 |
| 決裁 | 年 月 日 | | | |

福岡県苅田港務所長 殿

請負者 住所
商号
氏名

建設発生土処分地計画書

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 事業名 | | 工事名 | |
| 路線・河川名 | | 工事箇所 | |
| 工期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 建設発生土量 | m ³ | | |
| 運搬距離 | km | | |
| 建設発生土処分地 | | | |
| 処分地面積 | m ² | | |

※処分地の面積が分かるような資料を添付すること

※処分地の形状や用途によっては、土砂埋立の許可等が必要となりますので、許可証等の写しを添付すること。

受入地確認書

上記建設発生土を引き受けます。

尚、処分地施工に伴い第三者に損害を生じたときは、請負業者と協議しその解決にあたることを同意します。

住所

氏名

| | | | | |
|----|-------|---|----|----|
| 起案 | 年 月 日 | 係 | 係長 | 課長 |
| 決裁 | 年 月 日 | | | |

福岡県苅田港務所長 殿

請負者 住所
商号
氏名

建設発生土処分地確認書

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 事業名 | | 工事名 | |
| 路線・河川名 | | 工事箇所 | |
| 工期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 建設発生土量 | m ³ | | |
| 運搬距離 | km | | |
| 建設発生土処分地 | | | |
| 処分地面積 | m ² | | |

※処分状況が分かるような写真を添付すること

受入地確認書

上記建設発生土を引き受けました。

住所

氏名

第3章 業務の概要

1 事業概要

本業務は、福岡県苅田港務所の管理する臨港道路の路面清掃を行う業務である。

2 業務実施場所

福岡県京都郡苅田町港町、長浜町

3 工期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

別紙金抜き設計書の通りとする。

5 業務仕様

5-1 業務実施路線

路面清掃を実施する路線は、本港1号線、本港2号線、本港3号線、本港4号線、本港5号線、本港8号線、長浜5号線、長浜6号線、南港1号線とする。

(1) 各週別清掃路線について

- ・4月、10月の第2週目に清掃を実施する路線は次のとおり。

本港1号線、本港2号線、本港8号線、長浜5号線、長浜6号線、南港1号線

- ・4月、10月以外の第2週目に清掃を実施する路線は次のとおり。

本港1号線、本港2号線、長浜6号線、南港1号線

- ・4月から3月の第4週目に清掃を実施する路線は次のとおり。

本港1号線、本港2号線、本港3号線、本港4号線、本港5号線、南港1号線

(2) 路線延長について

別紙資料を参照のこと。

5-2 工程及び清掃日報、写真管理

- (1) 受注者は、清掃着手に先立ち月間工程表を提出し、発注者の承認を得ること。

- (2) 受注者は、やむを得ない事由により月間工程表を変更する場合は、その都度発注者の承認を得ること。

- (3) 発注者の都合により工程の変更を命ずることがある。

- (4) 受注者は、月間工程表を前月の25日までに発注者に提出すること。

- (5) 受注者は、その月の清掃業務が完了したときは、所定の様式（作業日報）に清掃状況を明記し、速やかに発注者に提出しなければならない。

- (6) 受注者は、写真管理について土木工事施工管理の手引きに基づき、作業日報に添付して発注者に提出すること。

5-3 使用機械、器具

- (1) 受注者は、使用する機械の名称、規格、車種、車両番号、使用目的等を記入した機械使用計画書を、あらかじめ発注者に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、発注者が承認した形式又は性能、車両番号等と異なる同種の機械等を使用するときは、あらかじめ当該機械について発注者の検査を受け、承認を得なければならない。
- (3) 路面清掃車については、別添「車両運行記録計の基準について」を満足する運行記録計を取り付け、その記録表を作業日報に添付して、発注者に提出しなければならない。

5-4 履行の確認

履行の確認は、毎月1回（第2週）に発注者により現場確認で行うものとする。また、その他の週は車両運行記録計の記録表等により確認するものとする。

5-5 安全保安規則

- (1) 作業中には、車両の前後に「道路清掃中」の標識を取り付けるとともに、必要に応じて誘導員による交通処理を行うこと。
- (2) 作業員は、統一した黄色のアノラックス又はチョッキを着用し、これに反射シートを取り付けるとともに、保安帽及び腕章を着用すること。
- (3) 所管警察署から発行された道路使用許可書の写しを提出すること。

5-6 災害時

台風、豪雨等で災害が予想される場合は、受注者が自ら巡回点検し安全確認後、業務に着手すること。

なお、異常事態を発見したときは直ちに発注者に連絡すること。

6 路面清掃

6-1 清掃機械

- (1) 清掃に使用する車両機械は、ブラシ式清掃車と同等以上の機能を有するものとする
- (2) 清掃車は、土砂積載容量 2.5 m³以上、走行速度 30 km/h 以上で運行できるものとする。
- (3) 各清掃車には別添「車両の保安標識基準」に適合する標識を取り付けること。
- (4) 各清掃車には別添「車両運行記録計の基準について」に適合すること。

6-2 車両編成

清掃時の車両編成は清掃車、4 t 積ダンプトラック以上とする。

6-3 作業

- (1) 清掃速度は3.9 km/h以下で行わなければならない。
- (2) 清掃車のホッパーに満載された土砂等は、速やかに土捨て場等に運搬するかダンプトラックに移すものとし、その際路面を汚さないように注意すること。
- (3) ダンプトラックは、清掃車から排出された土砂等で満載となったときは、速やかに土捨て場等に運搬すること。
- (4) 路側条件により、規定の清掃車によって清掃できない箇所については、人力による清掃（締め固まった土砂の掘り起こし、粗大塵埃の除去、掃き残しの処理、障害物の除去等）を行わなければならない。
- (5) 清掃作業中、第三者及び道路の施設物等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (6) 仕様書に明記されていない事項についても、清掃施工上必要と思われる軽微な事項については、発注者の指示に従い、受注者の負担により処置しなければならない。

6-4 作業の中止

発注者は、次の場合には作業を中止させることができる。

- (1) 降雨又は降雪等により、正常な作業ができないと判断されたとき。
- (2) 作業機械の整備不十分により、機能が十分に発揮できないと判断されたとき。
- (3) 他の道路工事等が行われているとき。
- (4) その他、作業が不可能と判断されたとき。

6-5 その他

- (1) 廃棄物処理工については、請負者が責任を持って行うものとし、写真及びマニフェスト（マニフェストD票の写し又は電子マニフェストの処分終了報告。なお、マニフェストE票の写しの提出又は電子マニフェストの最終処分終了報告を不要とするものではない）を提出するものとする。
- (2) 本特記仕様書、設計図書及び現場において質疑を生じた場合には、直ちに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

| | | | | | | |
|----|-------|------|-------|------|------|----|
| 係員 | 港営課副長 | 港営課長 | 工務課副長 | 工務課長 | 庶務課長 | 所長 |
| | | | | | | |

作業日報

令和 年 月 日

殿

氏名

下記のとおり作業日報を提出します。

記

1. 清掃月日 令和 年 月 日 曜日
2. 天候
3. 清掃箇所 別紙箇所図のとおり
4. 作業延長 のべ k m
5. 走行時間
6. 作業時間
7. 特記事項

確認の種別 (イ) 現場確認 令和 年 月 日
(ロ) 記録表などによる確認 令和 年 月 日

上記のとおり履行されていることを確認します。

令和 年 月 日

職 氏名

別紙箇所図 施工箇所 赤実線表示 (路線毎清掃延長記入のこと)



別添

「車両運行記録計の基準について」

路面清掃に使用する清掃車両には次の基準に適合する運行記録計を取り付けなければならない。

- 1 24時間以上の継続した時間内における当該自動車に次の事項を自動的に記録できる構造であること。
 - 1) すべての時刻における瞬間速度
 - 2) すべての二時刻間における走行距離
- 2 運行記録計の瞬間速度の記録の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35 k m/時以上において正 15%負 10%以下であること。

別添

「車両の保安標識基準」

路面清掃を行う車両の前後には、下記の基準に適合する標識を設置しなければならない。

(1) 寸法

縦 30 c m以上

横 100 c m以上

(2) 記載事項

| |
|------------------------|
| 道 路 清 掃 中 (福 岡 県) |
|------------------------|

色彩

地・・・黄色

字・・・黒色

(3) その他

- 1) 夜間反射式の材料を使用すること。
- 2) 走行中に破損等のおそれがない強度を有すること。
- 3) 定置位置は他の走行車両によく見えるところとする。